

審 査 基 準

処 分 名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (1)～(4)の行為に共通
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第4条第1項(行為の制限)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<p>次の基準のいずれかに該当するときは、許可することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 公園管理上(施設、設備又は物品を損傷するおそれがある等)及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるとき。2 暴力団の利益となると認められるとき。3 衛生上支障があるとき。4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき

審 査 基 準

処 分 名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (1) 行商、募金その他これらに類する行為
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第4条第1項第1号(行為の制限)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<p>1 物品の販売</p> <p>(1) 原則として催しの一環として行われ、当該催しの主催者から申請されたものであること。</p> <p>(2) リサイクル活動の推進を目的とするフリーマーケット及び地域振興を目的とする物産展は、単独で行うことができる。</p> <p>ただし、物産展は、原則として国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援のもとで開催されるものであること。</p> <p>(3) 販売する物品は、公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。</p> <p>(4) 販売する物品は、催しの内容に合致するものであること。</p> <p>(5) 販売する物品は、持ち帰りができるもの又はその場で消費できるものであること。</p> <p>2 募金、署名運動等</p> <p>(1) 公共公益的目的で行われ、かつ、催しの内容に合致するものであること。</p> <p>ただし、公園内で活動するボランティア団体が、その活動をするために必要な資金を確保するため当該公園内で行う募金については、単独で行うことができる。</p> <p>(2) 一般の公園利用に支障を与えない場所で行われるものであること。</p>

審 査 基 準

処 分 名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (2) 業としての写真又は映画を撮影すること
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第4条第1項第2号(行為の制限)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none">1 公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚す撮影でないこと。2 一般の公園利用に支障を与えないものであること。3 「業」として扱うものは、「撮影を職業として行う場合」、「撮影を営利目的で行う場合」等をいう。

審 査 基 準

処 分 名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (3) 興業を行うこと
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第4条第1項第3号(行為の制限)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none">1 公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。2 入場料を徴収する場合は、料金が適正なものであること。3 大規模な興業は、開催当日の事故防止措置(交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制)及び環境衛生対策(仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解)等がとられていること。4 原則として、公開性を有する催しであること。ただし、開催時期や開催場所等を総合的に勘案し、公園の本来利用が大きく妨げられないと判断される場合はこの限りでない。5 「公開性」とは、来園者が自由に参加・観賞等をできる時間や場所を設けている場合や、催しに参加・鑑賞等をするために入場券等を広く一般に販売・配布している場合などをいう。

審 査 基 準

処 分 名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (4) 展示会その他これに類する催しを行うこと
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第4条第1項第4号(行為の制限)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<p>1 催しの内容が、次に掲げる都市公園の本来の利用目的のいずれかに合致していること。</p> <p>(1) 公共的な主旨のもとに行う催し 行政等が都市緑化、環境保護等社会意識の向上のために行う講演会、シンポジウム等</p> <p>(2) 体力・健康づくり、娯楽としての催し 運動会、協議会、祭り、レクリエーション大会等</p> <p>(3) 文化向上のために行う催し 展示会、演奏会、演劇、講演会、シンポジウム、コンクール等</p> <p>(4) その他交流等を目的とした催し</p> <p>2 入場料を徴収する場合は、料金が適正なものであること。</p> <p>3 大規模な催しは、開催当日の事故防止措置(交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制)及び環境衛生対策(仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解)等がとられていること</p> <p>4 過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加者に含まれていないこと。</p> <p>5 一般の公園利用に支障を与えないものであること。</p>

審 査 基 準

処 分 名	公園施設の利用許可
根拠法令及び条項	愛知県都市公園条例 第5条第1項(公園施設の利用)
法 令 番 号	昭和32年愛知県条例第22号
審 査 基 準	<p>次の基準のいずれかに該当するときは、許可することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。2 暴力団の利益になると認められるとき。3 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。4 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。5 衛生上支障があるとき。6 その他管理上支障があると認められるとき。